

豊浦町介護老人保健施設サービス内容説明書【1割負担】

令和元年 10月 1日現在

豊浦町介護老人保健施設があなたに提供するサービスは次のとおりです。

【介護保険適用分 … (A)】

入所（1日当たり）				短期入所（1日あたり）					
介護度 1	個室	687	4人部屋	759	要支援 1	個室	568	4人部屋	601
介護度 2		731		807	要支援 2		707		752
介護度 3		792		866	介護度 1		741		813
介護度 4		843		916	介護度 2		785		861
介護度 5		893		968	介護度 3		846		920
					介護度 4		897		970
					介護度 5		947		1,022

【共通加算項目 … (B)】

加算名称	1日当	内容	適用
サービス提供体制加算Ⅰ（イ）	18	介護職員中、介護福祉士の資格を有している者が60%以上配置されていること	○
緊急時治療管理Ⅰ	518	緊急その他やむを得ない事情により医療行為を行った場合	該当者のみ
介護職員処遇改善加算Ⅲ	報酬の1.6%	介護職員の賃金改善等を行っていること	○

【老人保健施設加算項目… (B2)】

療養食加算	6	糖尿食・腎臓食等を食べる方の加算 ※1食単位	該当者のみ
初期加算	30	入所日から30日以内に加算	該当者のみ
経口移行加算	28	経管栄養の方が対象となる	該当者のみ
経口維持加算Ⅰ	400	著しい誤嚥が見られる方の嚥下機能を維持する。※月単位	該当者のみ
経口維持加算Ⅱ	100	誤嚥が認められる者を対象に嚥下機能を維持する。※月単位	該当者のみ
外泊時費用	362	外泊した場合に算定されるもの	該当者のみ
入所前後訪問指導加算Ⅰ	450	入所前後に自宅を訪問し、施設サービス計画の作成等を行った場合	該当者のみ
入所前後訪問指導加算Ⅱ	480	入所前後に自宅を訪問し、施設サービス計画の作成等を行うにあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を作成した場合	該当者のみ
試行的退所時指導加算	400	退所時において、退所後の生活について指導を行った場合	該当者のみ
退所時情報提供加算	500	退所時に関係機関へ情報提供を行った場合	該当者のみ
退所前連携加算	500	退所前に関係機関と調整し在宅復帰の計画を作成した場合	該当者のみ
かかりつけ医連携調整加算	125	退所時に入所時より処方された内服薬を減少することができた場合	該当者のみ
栄養マネジメント加算	14	栄養計画書を作成し、栄養に対する支援を行った場合	該当者のみ
褥瘡マネジメント加算	10	褥瘡が認められる者を対象に継続的に褥瘡管理をした場合 ※月単位	該当者のみ
排せつ支援加算	100	排せつに介護を要する者を対象に多職種が共同して支援した場合 ※月単位	該当者のみ

【短期入所療養介護 … (B3)】

送迎加算	184	送迎を行った場合。片道につき	該当者のみ
療養食加算	8	糖尿食・腎臓食等を食べる方の加算 ※1食単位	該当者のみ
個別リハビリテーション実施加算	240	個別リハビリテーションを実施した場合	該当者のみ
緊急短期入所受入加算	90	緊急で利用した場合に7日を限度に加算	該当者のみ

$$\{ (A) + (B) 、 (B2) \text{ 及び } (B3) \text{ の該当する加算の合計} \} \times \text{日数} \\ = \text{介護保険適用分の利用者負担額（1割）} \quad \dots (C)$$

【利用者負担分（居室費・食費）】

居住費（1日あたり）				食費		1日当
個室	第1段階	490	4人部屋	第1段階	300	
	第2段階	490		第2段階	390	
	第3段階	1,310		第3段階	650	
	第4,5段階	1,640		第4,5段階	1,950	

$$\text{利用者負担分} = (\text{該当する階層の居住費} + \text{食費}) \times \text{日数} \quad \dots (D)$$

【利用料総額】

$$(C) + \{ (D) \text{ の該当する居住費・食費の合計金額} \} \times \text{日数} = \text{利用料総額}$$

上記の他に、実費負担をいただくものの料金（テレビ、冷蔵庫、日常生活費等）が加算されます。

【負担限度額について】

施設を利用される方については、1月にご負担いただく介護保険適用分の利用者負担額、居住費、食費について負担限度額が設定されています。

申請はやまびこ内介護保険係で行うことになりますので、認定された認定証を提示願います。

階層区分	前年の市町村民税	左記の課税状況に該当し、かつ以下の条件であること。
第1段階	属する世帯及び配偶者が非課税	一定以上の資産がなく、生活保護世帯または老齢福祉年金受給者
第2段階		一定以上の資産がなく、年額で80万円未満の年金を受給
第3段階		一定以上の資産がなく、年額で80万円以上の年金を受給
第4段階	課税世帯	課税所得が145万円以上で収入合計が520万円以上
第5段階		上記以外の方

【高額介護費について】

一月における(C)の利用者負担額が下記の示す額を超えた場合、高額介護費の対象となり基準額との差額を払い戻してもらうことができます。

ただし、福祉用具の購入や住宅改修は含みません。

領収書、明細書及び印鑑をお持ちになって所属町村の担当課（豊浦町の場合はやまびこ内介護保険係）で申請してください。

（入所者で豊浦町民の方は、委任払をさせていただいております。）

高額介護費基準額		円 (D)
第1段階	15,000	
第2段階	15,000	
第3段階	24,600	
第4段階	44,400	
第5段階	37,200	

(計算方法) (C) - (D) = 高額療養費

【その他実費徴収利用料】

介護保険外のサービス利用料については、次のとおりといたします。

サービス品目	徴収基準	金額	概要
冷蔵庫借用料	1日	110円	施設備品の冷蔵庫の借用料です。
テレビ借用料	1日	110円	施設備品のテレビの借用料です。
コインランドリー使用料		200円	洗濯機と乾燥機両方使用できます。料金をコインボックスに投入してください。
洗濯代行料	1月	5500円	衣類等の洗濯を代行する場合の料金です。
	半月未満	2750円	
教養娯楽費	1月	220円	レクリエーションや特別行事に係る費用です。
文書料	1文書	3,300円	身体障害者診断書・意見書 補装具交付要否意見書
		300円から	施設側の証明、紹介状等をご請求いただいた場合
個人的趣味活動費		実費	材料費等
嗜好品		実費	飲み物・おやつ代等
日常生活品費	1日	60円	タオル・おしぼり・シャンプー等

なお、上記以外に外部委託業者が実施するサービスは次のとおりです。（費用は直接委託業者にお支払いいただきます）

サービス品目	徴収基準	金額	概要
理美容	1回	実費	カット、顔剃りを行う場合の料金です
美容爪処理	1回	実費	美容爪処理を行う場合の料金です

また、物品の購入については、全て実費自己負担となります。

入所するに際し、担当者より利用料の説明を受け、その内容について理解したうえで利用料の徴収に同意いたします。

令和 年 月 日

入所者住所 _____

入所者氏名 _____ (印)

家族氏名 _____ (印)